

ヘルマン・コンリング (1606～81 年) 研究の現状と展望

— ドイツ法制史・国制史とトランスナショナルな共和主義研究の邂逅 —

鈴木山海

要 旨

ヘルマン・コンリング Hermann Conring は、17 世紀ドイツの人文学者であり、主に法制史、国制史研究の分野で注目されてきた。彼は、根拠不明の伝承に即した法制史記述を排除し、史料に根差した実証的な法制史研究を創始したと称えられている。特に、ドイツにおけるローマ法の継受が皇帝の勅命で一挙になされたのではなく、学識法曹による裁判実務の中で徐々に進められてきた事実を明らかにした。それゆえ、後者が学び親しんだゲルマン法に光を当てた。結果として彼は、ロマニステンに対抗する、ゲルマニステンの開祖とも称された。

このような見解は妥当であるとはいえ、ケンブリッジ学派に代表される思想史研究や、ネオ・アリストテレス派の哲学史研究によれば、コンリングが置かれた同時代の文脈を十分には把握できていないという。コンリングはアリストテレス主義者として、ドイツの法や政治の歴史を精査した上で、それらが君主政と共和政の混合政体であるのが望ましく、また、そのように存在してきたのであるから、いにしへのローマ帝国に倣った皇帝の専制は認められないとの趣旨で、ローマ法の継受に関する誤った伝承の見直しを迫ったというのである。

本稿は、コンリングをトランスナショナルな共和主義の展開に位置づける近年の成果を傾聴しつつも、あらためて彼がもったドイツ国制史上の意義を再考する。

キーワード：コンリング、神聖ローマ帝国、近世ドイツ、ケンブリッジ学派、共和主義

1. はじめに

本稿は、17 世紀ドイツの学者ヘルマン・コンリング (1606～81 年) をめぐる研究動向を整理し、特にその国制史上の意義を示そうとするものである。コンリングはドイツ北部、ブラウンシュヴァイク＝ヴォルフェンビュッテル公領に設立されたプロテスタントの大学、ヘルムシュテット大学で 1632 年から約半世紀にわたり、自然哲学、医学の教授を務めた人物である。それと並行し、国内外でプロテスタントの君侯の侍医や顧問官を歴任した。彼は医学、哲学の博士号を取得したが、当時は学問領域の専門分化が進んでいなかったこともあって、それ以外にも法学、政治学、歴史学、物理学、神学を題材とする 250 本あまりの著作をも書き残した。

コンリングは当初、ドイツ法制史、国制史の分野で注目を集めた。そこにおいて彼は、根拠不

明の伝承に依拠する、恣意的、断片的な従来の法制史記述を排除し、代わりに、史料に基づく客観的、実証的な法制史研究を創始したと称えられた。これに対し近年では、ケンブリッジ学派に代表される英語圏の思想史の分野から、コンリングをトランスナショナルな共和主義の文脈に位置づけようとする研究が出ている。これらの成果を踏まえることで、コンリングが三十年戦争(1618~48年)という災禍の中で、帝国の法と政治、またそれらが辿った歴史的過程を明らかにしつつ、同時に、経験に照らして実現可能な「最善の国制」を模索していた事実が浮き彫りとなる。とりわけ彼は、君主の権限を強化することで統治の実効性を高めることには賛同しつつも、同時に、その濫用を防止する制度の必要性を指摘したのである。

本稿では、最初にコンリングの略歴を示し、次に、没後まもない18世紀前半から20世紀に至る、約250年間の研究成果を俯瞰する。つづいて、それらの見直しを迫る、最近20年間の研究動向を整理する。以上を通じて、コンリング研究の今日的な意義を明らかにする。

2. ヘルマン・コンリングの略歴

(1) 幼少期と青年期(1606~26年)

コンリングは1606年11月9日、東フリースラント Ostfriesland 地方のノルデン Norden という小都市に生まれた。彼の父、ならびに父方と母方の祖父はみな、ルター派の聖職者であった。父方の祖父ヨハネス・コンリング Johannes Conring (生年不詳~1563年)は、神聖ローマ帝国西部のヴェストファーレン地方の出身であったが、若くしてネーデルラントのドレンテに渡り、ルター派の説教師として活動していた。のちに、カルヴァン派との対立を避けて東フリースラントに渡り、1550年前後にノルデンに移住し、同地の市参事会員となった。

コンリングの同名の父ヘルマン(1554~1644年頃)はルター派の牧師であった。彼は1589年、東フリースラントの旧家出身で、同じくルター派の牧師の娘である、ガラテア・コピン Galathea Copin と結婚した。彼らは2名の男子と8名の女子をもうけるが、女子のうち2名は出生まもなく死亡する。また、1611年にノルデンを襲ったペスト禍によって、のちにユトレヒトの牧師となる長子ヨハネス Johannes (1593年生)と第9子ヘルマン(1606年生。本稿の対象であるコンリング)を残して、すべての女子を喪った。このとき5歳だったコンリングもペストに罹患し、その後も生涯にわたる虚弱体質に悩まされることとなる。コンリングの就学はこれによって遅れることとなったが、7歳から14歳まで地元のラテン語学校に通った。

ラテン語学校時代にコンリングが書いた習作が、ヘルムシュテット大学の哲学教授C・マルティーニ Cornelius Martini (1568~1621年)の目にとまった。これは、さきに同大学に進学していた13歳年長の兄ヨハネスを通じての紹介であったという⁽¹⁾。コンリングの非凡な才能を見抜いた

(1) H. Breßlau, "Conring, Hermann" in: Allgemeine Deutsche Biographie 4 (1876), S. 446-451 [Online-Version]; URL: <https://www.deutsche-biographie.de/pnd11852190X.html#adbcontent> (Zustand am 06. Okt. 2023).

マルティーニが、自らの手で彼を養育することを望んだことにより、故郷を離れ、14歳に満たない若さでヘルムシュテット大学に進学することとなる。

ヘルムシュテット大学は、J・カセリウス Johannes Caselius（1533～1613年）とその弟子たちのもと、ネーデルラントからもたらされた後期人文主義と、アリストテレス主義に基づく教育が行われていた。なお後期人文主義（独 Späthumanismus）とは、16、17世紀においてアルプス以北に展開した人文主義の潮流を指す。16世紀以降、ルネサンス発祥の地であるイタリアが衰退したことにより、文芸の中心はドイツや低地地方に移っていった。

コンリングは、師マルティーニからアリストテレス哲学を学んだうえで、神学、歴史学、自然哲学などを修めていった。大学入学の翌年、マルティーニが亡くなったため、コンリングはギリシア語教授 R・ディーフォルト Rudolf Diephold（1572～1626年）のもとに身を寄せる。ディーフォルトは歴史学と系譜学にも造詣が深く、彼は文献学とともにこれらの知識をコンリングに教えた。マルティーニの高弟である、神学者 G・カリクスト Georg Calixt（1586～1656年）もまた、このときヘルムシュテット大学で教鞭をとっていた。

しかし1623年、コンリングの学業は一時的に中断する。1618年に勃発した三十年戦争が激化の一途を辿るなか、故郷ノルデンがドイツ人の傭兵部隊によって略奪を受けたことにより、実家から仕送りを受けることが不可能になったのである。東フリースラント地方のみならず、ブラウンシュヴァイクー帯もまた激戦地となった。翌年にはヘルムシュテットにも戦火が拡大し、さらにペストの流行がこれに重なった。これらの災禍によって都市住民の多くが命を落とすなか、ヘルムシュテット大学は1625年から3年間の閉鎖を余儀なくされる。コンリングはノルデンとヘルムシュテットの間を行き来しつつ、復学の機会をうかがった。

そうしたなか、M・v・オーファーベック Matthias van Overbeck というライデンの裕福な商人⁽²⁾が、コンリングに対してライデン大学への留学のための援助を申し出る。学者や学生のパトロンであったオーファーベックは、かねてよりカセリウスやカリクストといった、ヘルムシュテット大学教授と深いつながりをもっていた。カリクストの推薦を通じて、コンリングを含む3名の学生が支援の対象となり、ライデンへと渡った。

(2) ライデンでの留学時代（1626～31年）

1626年から31年にかけて、コンリングはライデン大学に学んだ。ネーデルラント連邦共和国（オランダ）最古の大学であるライデン大学は、17世紀における後期人文主義の中心地であった。村上裕氏は、コンリングの政治学を貫く共和主義、自由主義、反ハプスブルグ的思想は、このライデンで育まれたとしている⁽³⁾。

(2) J. Wallmann, Helmstedter Theologie in Conrings Zeit, in: M. Stolleis (Hg.), Hermann Conring (1606-1681) Beiträge zu Leben und Werk, Berlin 1983, S. 40.

(3) 村上裕「第9章 ヘルマン・コンリング」勝田有恒、山内進編著『近世・近代ヨーロッパの法学者た

コンリングは後代の研究者から「博学者 Polyhistor⁽⁴⁾」と呼ばれるように、きわめて広範な分野に功績を残したのであるが、その基礎はライデンにおいて形成された。コンリングはライデン大学にて、文献学や哲学を継続して学びつつ、医学や自然科学、法学や政治学など幅広い専門知識を身に付けていった。彼は大学内での公開討論をもとにして、いくつかの論文を上梓したが、その主題は医学、物理学、法学、神学と多岐に渡る。特に医学に関する業績は高く評価され、コンリングをパリのドイツ人居住地の医師として招聘しようとする動きもあった。コンリングはこの申し出を断り、以後は学者としてのキャリアを歩んでいくこととなる。

1631年、奨学金の尽きたコンリングは、カリクストからエンゲルブレヒト家の家庭教師の職を紹介される。ブラウンシュヴァイク＝ヴォルフェンビュッテル公領の書記官長 Kanzler, A・エンゲルブレヒト Arnold Englbrecht (1587～1638年)の長男クリスティアン・ヴィルヘルム Christian Wilhelm (1612～1675年)が、ちょうど大学進学年齢に達しようとしていたためだった。この申し出は非常に高給に加えて、ヘルムシュテット大学教授への登用の約束を含んでいた。コンリングはネーデルラントで研究をつづけることを希望したが、アムステルダム大学への就職の試みが不首尾に終わったことから、最終的にはカリクストの提案を受け入れ、ブラウンシュヴァイクへと帰還した。

(3) ヘルムシュテットでの教授時代 (1632～81年)

コンリングが政治史に関心をもつようになったのは、エンゲルブレヒト家における J・ランパディウス Jakob Lampadius (1593～1649年)との出会いがきっかけだった。ランパディウスはヘルムシュテット大学の元法学教授であり、当時はブラウンシュヴァイク＝ヴォルフェンビュッテル公の宮廷顧問官であった。のちにブラウンシュヴァイク＝カレンベルク公の使節として、ヴェストファーレン(ウェストファリア)で開催された三十年戦争の講和会議にて辣腕をふるった人物として知られる⁽⁵⁾。戦火を避けてエンゲルブレヒト家に逗留していたランパディウスとの共同生活は、それまで医学と自然哲学を志していたコンリングに対して、政治学と歴史学の道に向かう大きな刺激を与えた。

1632年、コンリングはエンゲルブレヒト家の家庭教師を辞し、教授としてヘルムシュテット大学に着任する。このとき25歳であったコンリングは、1681年に75歳で死去するまで、ヘルムシュテット大学を離れることなくその職をまっとうした。

コンリングは、空席であった自然哲学と修辞学の2つの教授職を兼任することとなったが、講

ち：グラーツィアヌスからカール・シュミットまで』ミネルヴァ書房、2008年(以下、村上「ヘルマン・コンリング」と略)、149頁。

(4) R. v. Stintzing, Geschichte der Deutschen Rechtswissenschaft, 2. Abt., München/Leipzig 1884 [Neudruck: Aalen 1978], S. 167.

(5) D. Richard, "Lampadius, Jakob" in: Neue Deutsche Biographie 13 (1982), S. 454-456 [Online-Version]; URL: <https://www.deutsche-biographie.de/pnd116662549.html#ndbcontent> (Zustand am 06. Okt. 2023).

義の開始はヘルムシュテット一帯の戦況の悪化によって、1633年の冬学期まで延期された。コンリングは自然哲学の講座のなかで、アリストテレス哲学に則って、天文学、植物学、生物学などの講義を行った。1633年に倫理、政治学教授が早世したため、コンリングがその後任として、翌年から政治史の講義を担当した。

また、1636年4月21日に医学と哲学の博士号を取得し、また同日にブラウンシュヴァイク＝ヴォルフェンビュッテル公領の副書記長 Vizekanzler, J・シュトック Johann Stucke (1587～1653年)の娘アンナ・マリア Anna Maria (1616～1694年)と結婚した。翌37年、医学教授に任じられたことで、哲学部から医学部へと所属を移した。これまで務めてきた自然哲学と修辞学の教授職を辞することとなったが、引きつづき哲学の講義を担当した。

医学教授としてコンリングは横溢に活動し、1640年から10年間における彼の業績は医学に関する研究が多くを占める。たとえばイングランドの医師 W・ハーヴェイ William Harvey (1578～1657年)が唱えた血液循環論をいち早く認め、それを広めたことはよく知られている⁽⁶⁾。またこのころ、コンリングは侍医として複数の君侯に仕えるようになる。1649年には故郷ノルデンを統治する東フリースラント女伯ユリアーネ Juliane (1606～59年)⁽⁷⁾の、翌50年にはスウェーデン女王クリスティーナ Kristina (位1632～54年)の、58年にはクリスティーナの跡を継いだスウェーデン王カール10世グスタフ Karl X Gustav (位1654～60年)の侍医となった。コンリングは不定期に彼らのもとを訪れたが、しばしば宮廷に常駐することを望まれた。彼はこれらの申し出を一貫して断り、ヘルムシュテット大学に留まった。

コンリングは医学者としての活動のかたわら、政治学の研究にも熱心に取りくんだ。彼の著作のなかでもっとも有名な『ゲルマン法の起源について *De origine iuris germanici*⁽⁸⁾』(1643年刊)は、このときに書かれたものである。神聖ローマ帝国における、ローマ法の継受の過程を丹念に検証した本書の功績によって、コンリングは現在でも「ドイツ法制史の創始者⁽⁹⁾」と目されている。

神聖ローマ帝国におけるローマ法の継受は、12世紀に皇帝ロタール3世 Lothar III. (位1133～37年)の命令によって行われたとする、いわゆる「ロタール伝説」が通説とされてきた⁽¹⁰⁾。この伝承は、ブランデンブルクの天文学者 J・カリオン Johannes Carion (1499～1538

(6) M. Stolleis, Die Einheit der Wissenschaften. Hermann Conring (1606–1681), in: M. Stolleis (Hg.), Hermann Conring (1606–1681). Beiträge zu Leben und Werk, Berlin 1983, S. 17; E. Rosber, Hermann Conring als Arzt und als Gegner Hohenheims, in: M. Stolleis (Hg.), Hermann Conring (1606–1681). Beiträge zu Leben und Werk, Berlin 1983, S. 88–92.

(7) 1648年に夫である東フリースラント伯ウルリヒ2世 Ulrich II. (位1628～48年)が亡くなったため、幼少の息子の摂政として1651年まで伯領を統治した。

(8) H. Conring, De origine iuris germanici commentaries historicus, Helmstedt 1643 [Neudruck: J. W. Göbel (Hg.), Opera, Bd. 6, Braunschweig 1730, S. 77–202].

(9) O. Stobbe, Herman Conring, der Begründer der deutschen Rechtsgeschichte. Rede beim Antritt des Rectorats der Universität Breslau am 15. Oktober 1869, Berlin 1870 (zit. Stobbe, Conring).

(10) 「ロタール伝説」の創造とその否定について、詳しくは以下を参照。勝田有恒「ドイツにおける中世

年頃)が著した『カリオン年代記』(ドイツ語版 1532 年刊, ラテン語版 1538 年刊)を典拠とし、宗教改革者 P・メランヒトン Philipp Melanchthon (1497~1560 年)によって喧伝され、当時のドイツにおいて広く信じられていた。宗教改革者であるメランヒトンは、神の絶対性に基づく「普遍史」の確立をめざしていた。そのさい彼は、神聖ローマ帝国を「第 4 の世界帝国」⁽¹¹⁾として普遍史のなかに位置づけるため、「ロタール伝説」を援用したのである。これによって、神聖ローマ帝国は、いにしへのローマ帝国と直接的に結びつき、帝国と皇帝の普遍的権威が高められた。

しかしコンリングは、史料の分析から「ロタール伝説」には根拠がないことを明らかにした。そのうえで、帝国におけるローマ法の継受は、皇帝の勅令で一挙になされたものではなく、15 世紀以降、法律家の手によって徐々にドイツ各地に浸透していったと主張した。すなわち神聖ローマ帝国は古代ローマ帝国の後継国家ではないとし、皇帝の普遍的権威をも否定したのである。同様の主張は、1641 年に刊行された『ローマ・ゲルマンの皇帝 *Exercitatio de imperatore Romano Germanico* ⁽¹²⁾』でもなされている。コンリングは、神聖ローマ帝国ならびにその皇帝の地位は、あくまで古代ゲルマン国家から派生したものであり、古代ローマ帝国との間に歴史的、法的なつながりはないと断じた。

政治学者としてのコンリングは、「世界帝国」や「普遍帝国」としての神聖ローマ帝国の優越性を徹底的に否定し、それゆえに皇帝の専制支配を批判した。神聖ローマ帝国は、古代ゲルマン社会からつづく貴族による共和政体であって、古代ローマ帝国の皇帝専制はこれにそぐわないとしたのである。これによって、ハプスブルク家と対立していた国内外の君主たちから支持を集めることとなる。コンリングのもとには助言や鑑定を求める依頼が殺到し、そのなかにはフランス国王ルイ 14 世 Louis XIV (位 1643~1715 年)も名を連ねた。コンリングは、フランス国王には神聖ローマ皇帝となる資格があるなど、ルイ 14 世の野心にかなう助言を行い、その見返りとして 1663 年以降、高額な年金を受け取るようになった。この一連の行動が、19 世紀のナショナリストの歴史家から激しく非難されることになる。

コンリングはヘルムシュテット大学を離れることなく、研究活動と助言行為の双方に努めた。たとえば 1670 年にはデンマーク王の顧問に任命され、またマインツ選帝侯領の大臣を務めるかつての教え子、ヨハン・クリスティアン・ボイネブルク Johann Christian Boineburg

的普通法理念の効用と凋落』『一橋大学研究年報 法学研究』9 巻, 1975 年, 1-52 頁。山内進「パンデクテンの現代的慣用 (*Usus modernus pandectarum*) とネーデルラント後期人文主義の創始者ユストゥス・リプシウス (2・完)」『成城法学』12 巻, 1982 年, 59-102 頁。

(11) 帝権移転論(移譲論とも) *Translatio imperii*。聖書中の「ダニエル書」の記述をもとに、世界には時代順に 4 つの帝国が出現し、その帝位の変遷は神の手によって行われるという考え。メランヒトンは、フライジングのオットー Otto von Freising (1112 年頃~58 年)の論に沿って、古代ローマ帝国、東ローマ帝国、フランク帝国、そして神聖ローマ帝国へ帝権の移転が行われたとした。詳しくは村上「コンリング」152 頁を参照。

(12) H. Conring, *Exercitatio de imperatore Romano Germanico*, Helmstedt 1641 [Neudruck: J. W. Göbel (Hg.), *Opera*, Bd. 1, Braunschweig 1730, S. 528-542].

（1622～72年）とは、1652年からの20年間で数百通もの書簡を交わしている。しかし老齢にさしかかったコンリングは70年代以降体調を崩し、80年にヘルムシュテット大学を退くと、翌年12月12日に75歳で死去した。

3. 従来の研究成果（18世紀～2000年頃）

(1) 「ドイツ法制史の創始者」として

コンリングは今日、「ドイツ法制史の創始者」と位置づけられ、特にドイツ法制史、国制史の分野で高い評価を受けている。主著『ゲルマン法の起源について』（1643年刊）は、ドイツにおけるローマ法の継受の過程を、はじめて実証的に明らかにしたものである。本書は中世以来の、根拠不詳の伝承に依拠した法制史記述を脱し、史料批判を通じた法制史研究を先駆的に提示した。また、中世以来、ローマ法のみを対象としていた法学研究に対して、ゲルマン法にもローマ法と同等の重要性を与えた。

本書は、それまで広く信じられていた、12世紀の皇帝ロタール3世の勅令によって、神聖ローマ帝国におけるローマ法の継受が行われたとする、「ロタール伝説」の検証を目的として書かれた。その中で、コンリングはこの伝説を否定し、ローマ法の専門知識を持つ学識法曹が裁判実務に携わるようになったことで、15世紀以降、帝国におけるローマ法の継受が徐々に進んでいったと主張した。本書によって、それまで皇帝が上意下達式に発した法であるからこそ、絶対的な権威をもつとされていたローマ法の価値が相対化され、代わりに、ドイツにおいて個別具体的な実務を通じ受け継がれてきた、ゲルマン法への注目が促されたのである。

しかし、こうしたコンリングの功績は、18世紀以降、長らく忘れられてきた。コンリングが「ドイツ法制史の創始者」とみなされるようになり、そのローマ法継受論を通説として定着させたのは、ゲルマン法をドイツの自然法とした19、20世紀のゲルマニストたちであった。本章では、18世紀から20世紀までのコンリング研究の推移を追跡し、コンリングをめぐる評価の変遷を明らかにする。

(2) コンリングの忘却と再発見

コンリングは、法制史上きわめて重要な貢献をなしたが、しばしば顕彰と忘却を繰り返されてきた人物でもあった。没後から半世紀ほど経った1730年に、J・W・v・ゲーベル Johann Wilhelm von Göbel（1683～1745年）は、コンリングの著作と未刊行の資料を収録した、『ヘルマン・コンリング著作集 *Opera*⁽¹³⁾』全6巻、索引1巻を刊行した。彼は、コンリングの所属したヘルムシュテット大学の法学教授であり、彼と同じくライプニッツら哲学者との交流をもって

(13) J. W. Göbel (Hg.), *Opera*, 7 Bde., Braunschweig 1730.

いた。ゲーベルは、コンリングを学者としてだけではなく、彼が行った諸侯や諸都市への助言活動をも評価しながら、その著作を後世に残した⁽¹⁴⁾。彼の編集した著作集は、今日に至るまでコンリング研究の基礎的な資料として用いられている。ただ、この論文集には医学と神学に関する論文は目録が付されたのみで、本文は収められていない。このことが、のちのコンリング研究が法学と政治学に集中する遠因となった。

ゲーベルの同時代からコンリングに関心を寄せる者はすでに少なくなっており、19世紀後半に至るまで、長らく忘れられた存在であった。これには、コンリングが人文主義末期の学者であったため、18世紀の啓蒙主義者から前時代の遺物とみなされ、軽視されたという事情がある。また、つづく19世紀のナショナリズムの時代にあっては、コンリングがフランス国王に奉仕したことから、ドイツ民族の利益を外国勢力に売り渡した不届き者として、忌み嫌われていた⁽¹⁵⁾。

こうしたなか、19世紀でのコンリング研究の端緒となったのは、O・シュトッベ（1831～87年）の、1870年に刊行された講演記録⁽¹⁶⁾である。シュトッベは、1869年の秋、ブレスラウ大学（現ポーランド、ヴロツワフ大学）の学長に就任したさい、コンリングをドイツ法制史の創始者として位置づけて講演を行い、その生涯と業績について紹介した。コンリングを「ドイツ法制史の創始者」とする評価はここにはじまる。

シュトッベのコンリング評は、サヴィニーへの批判でもあった。F・K・v・サヴィニー（1779～1861年）は、法と歴史の関係を重視する歴史法学を樹立し、のちの法制史学への道を開いた。サヴィニーは、神聖ローマ帝国で継受されたローマ法から、ゲルマン的要素を排することによって、ドイツ独自の民法典を編纂すべきだと主張し、ロマニステンの祖となった。他方、ロマニステンによるローマ法の絶対化を批判し、ゲルマン人固有の法の重要性を主張したのがゲルマニステンである⁽¹⁷⁾。

シュトッベはゲルマニストとしての立場から、コンリングを再発見したのである。2002年にB・ショルツェによって著されたシュトッベの伝記によると、サヴィニーはドイツにおけるローマ法継受の過程を明らかにする必要性を訴えたが、コンリングによってすでに検証がなされていたことを知らなかったという⁽¹⁸⁾。このように当時、コンリングの存在はほとんど顧みられておらず、「ロタール伝説」はかろうじて否定されていたものの、ドイツにおけるローマ法の継受は13世紀に行われたものとする解釈が一般的であった⁽¹⁹⁾。シュトッベは、コンリングが『ゲルマン法の起源について』で行った実証研究を高く評価し、それを援用することで、ドイツにおける

(14) Ebd., Bd. 1, S. XIIIf.

(15) Stobbe, Conring, S. 21f.

(16) Ebd.

(17) ロマニステン Romanisten, ゲルマニステン Germanisten はそれぞれ、ロマニスト Romanist, ゲルマニスト Germanist の複数形。

(18) B. Scholze, Otto Stobbe (1831-1887). Ein Leben für die Rechtsgermanistik, Berlin 2002, S. 235.

(19) ドイツ法制史研究におけるローマ法継受論の変遷について、詳しくは勝田有恒「Rezeptionの素描：ドイツ近世（私）法史研究の起点として」『一橋大学研究年報 法学研究』4巻, 1962年, 115-269頁。

ローマ法の継受の歴史を明らかにした⁽²⁰⁾。これ以降、コンリングに関する注目が一挙に高まり、個別研究が相次いで発表された。

まずもって注目を集めたのは、政治学と法学における功績である。ただしコンリングは近代以降の学者とは異なり、専門分野を特に限定しなかった。古典古代やルネサンスの学者がそうであるように、コンリングもまた、複数の分野を横断する「博学者」だった。彼は医学、自然哲学、歴史学、神学などに関する論文を残しており、しだいに、これらの業績に対しても目が向けられるようになった。たとえば医師として、ハーヴェイの血液循環論を支持し、ドイツへの普及に貢献したことが明らかにされた⁽²¹⁾。また、コンリングは国家や領邦の人口や、保有する財や資源について分析する「国状学（独 *Staatenkunde*, 羅 *notitia rerum publicarum*）」の手法を開発し、これがのちにゲッティンゲン大学に継承されたことで、そこで結実した統計学の源流となったと評価された⁽²²⁾。

(3) 公法史、国制史研究

「博学者」コンリングに関する個別研究は、このようにきわめて多彩なものに発展したが、その集大成となるのが、法制史家 M・シュトライスを編者とする、1983年に刊行された論文集『ヘルマン・コンリング（1606～1681年）：生涯と業績についての論文集⁽²³⁾』である。1981年にコンリングの没後300周年を記念して、彼の蔵書と著書とを管理するアウグスト公図書館 Herzog August-Bibliothek（ニーダーザクセン州ヴォルフエンビュッテル）の主催するシンポジウムが開かれた。その成果を取りまとめたものが、本論文集である。それは、コンリングの簡潔な伝記を記したあと、神学、医学、政治学、歴史学、法制史学、国制史学の各章でその業績と意義を紹介している。計22本の論文と資料からなるこの論文集は、その後のコンリング研究の基礎となっている。

本書の刊行に先立って、編者シュトライス、および寄稿者のひとりである D・ヴィロヴァイトの両名は、1970年代からコンリングに着目していた。コンリングに関する研究は、シュトッペによる再発見以降、20世紀前半にかけて爆発的に増加したが、1950年代ごろにやや沈静化する。コンリングが、外国の影響を排除し、ドイツ固有の法体系なるものを強調しているかに見える点が、ナチズムに通ずると誤解されたのかもしれない。そうしたなかシュトライスとヴィロヴァイトは、法制史研究におけるコンリングの新たな位置づけを明確に打ち出し、彼への注目をあらためて喚起した。

(20) O, Stobbe, *Geschichte der deutschen Rechtsquellen*, 2 Bde., Braunschweig 1860/1864.

(21) K. F. H. Marx, *Zur Erinnerung der ärztlichen Wirksamkeit Hermann Conrings*, in: *Abhandlungen der königlichen Gesellschaft der Wissenschaften zu Göttingen* 18, 1873, S. 3-51.

(22) R. Zehrfeld, *Hermann Conrings (1606-1681) Staatenkunde. Ihre Bedeutung für die Geschichte der Statistik unter besonderer Berücksichtigung der Conringischen Bevölkerungslehre*, Berlin/Leipzig 1926.

(23) M. Stolleis (Hg.), *Hermann Conring (1606-1681). Beiträge zu Leben und Werk*, Berlin 1983.

ドイツでは、第二次世界大戦の終結後、F・ヴィーアッカーの『近世私法史⁽²⁴⁾』（1952年刊）に牽引され、私法の歴史的研究が進んでいた。他方、公法史研究には遅れがみられた。この遅れを埋めたのがシュトライスであった。彼はのちに『ドイツ公法史⁽²⁵⁾』全4巻（1988, 1992, 1999, 2012年刊）を上梓するが、それに先立って、コンリングをはじめとする17, 18世紀の公法学者、政治学者に着目した。そこから、近世ドイツにおける公法とそれをめぐる理論の実態を明らかにしようと試みたのである。その結果が、シュトライス、ヴィロヴァイト編著『17, 18世紀の国家思想家たち：帝国公（国）法論、政治学、自然法論⁽²⁶⁾』（1977年刊）である。コンリングは本書に取りあげられることで、近世法制史のみならず、隣接分野である神聖ローマ帝国国制史の研究者からの関心をひくこととなった。わが国でも、勝田有恒氏や、村上裕氏の業績がある⁽²⁷⁾。

コンリングは、神聖ローマ帝国が古代ローマ帝国の後継国家ではなく、あくまで中世のゲルマン人国家を起源とするものであると主張した。それゆえ、皇帝がいにしへのローマ帝国に倣った専制を追求するのに反対し、諸侯の合議体が有するとされた権利を擁護した。従って、彼が、ハプスブルク家の皇帝に盾突く諸侯の代弁者であったことは、一面では事実である。ただし彼は、皇帝を戴く帝国の存在を大前提としており、決して、諸侯がそこから離脱し「主権国家」を創設すべきなどは述べていない。このためコンリングは、神聖ローマ帝国に抵抗したとされるプロイセン王国や、その延長線上にあるドイツ帝国を称えるような、プロイセン・ナショナリズム史学によっては説明されえない。むしろ、神聖ローマ帝国の国制や、そこにおける皇帝の役割を重視する、近年の動向に即すことで、よりよく理解できるのである。コンリングは、強大な権限を付与された皇帝を不断に牽制することで、その暴走を抑止し、かえって帝国の国制を安定させる役割を果たしたとも想定できよう。

以上、コンリング没後から前世紀末に至る、およそ300年間の研究動向の概要をまとめた。見てきた通り、コンリングに関する研究はもっぱらドイツ語圏の学界を中心に行われてきた。ところが近年、17世紀ドイツは思想史上の「不毛の時代」であって見るべきものに乏しいとしてきた、英語圏の学界から関心を向けられつつある。それ以外の研究潮流も含め、次節では今世紀に

(24) F. Wieacker, *Privatrechtsgeschichte der Neuzeit unter besonderer Berücksichtigung der deutschen Entwicklung*, Göttingen 1952 [鈴木祿弥訳『近世私法史：特にドイツにおける発展を顧慮して』創文社, 1974年].

(25) M. Stolleis, *Geschichte des öffentlichen Rechts in Deutschland*, 4 Bde., München 1988 (2. Aufl. 2012)/1992/1999/2012. そのダイジェスト版として, ders., *Öffentliches Recht in Deutschland. Eine Einführung in seine Geschichte 16.-21. Jahrhundert*, München 2014 [福岡安都子訳『ドイツ公法史入門』勁草書房, 2023年].

(26) D. Willoweit, Herman Conring, in: M. Stolleis (Hg.), *Staatsdenker im 17. und 18. Jahrhundert*, Frankfurt 1977 (zit. Willoweit, Conring), S. 129-157 [佐々木有司, 柳原正治訳『17・18世紀の国家思想家たち：帝国公（国）法論・政治学・自然法論』木鐸社, 1995年].

(27) 勝田有恒「ドイツにおける中世的普遍法理念の高揚と凋落」『一橋大学研究年報 法学研究』, 9巻, 1976年, 1-52頁（特に19-34頁）。同「コンリングにおけるゲルマニスティクの成立」『上山安敏還暦記念論集 ドイツ近代の意識と社会』ミネルヴァ書房, 1987年, 10-23頁。村上裕「ヘルマン・コンリング：その生涯と業績」『関東学院法学』11巻1号, 2002年, 153-171頁。同「ヘルマン・コンリング」（註3を参照）, 148-161頁。

おける、新たなコンリング研究の動向を明らかにする。

4. コンリング研究の新動向

コンリング研究の新たな視野を開拓した研究潮流は、第一にケンブリッジ学派、第二にインテレクチュアル・ヒストリーと称される、主に英語圏の政治思想史研究である。第三には、アリストテレス主義の展開過程を辿ろうとする、主にヨーロッパの哲学史研究である。この3つは後述の通り、力点こそ異なるものの、相互に密接に関連している。とりわけ、いずれの立場もテキストそれ自体のみならず、そのものが著述され、発表された文脈にも注意を払うべきとの立場を共有している。

(1) ケンブリッジ学派とM・V・ヘルデレン

これまで、コンリングに着目してきたのは主にドイツ語圏の研究者たちであった。しかし2000年以降、英語圏の研究者、特に「ケンブリッジ学派」や「インテレクチュアル・ヒストリー」と呼ばれる、政治思想史の比較的新しい研究領域で、コンリングをはじめとする17世紀ドイツの政治思想への注目がみられる。

ケンブリッジ学派⁽²⁸⁾とは、1960年代後半からケンブリッジ大学を拠点にして形成された、政治思想史研究者のグループである。その代表者はP・ラズレット、J・G・A・ポーコック、Q・スキナー、J・ダンである。特に、テキスト分析の方法論を述べたスキナーの論文「思想史の意味と理解⁽²⁹⁾」（1969年刊）の影響は大きく、今日でも思想史研究のスタンダードとして位置づけられている。スキナーはこの論文において、従来のテキスト分析が、テキストそれ自体のみを対象としてきたことを批判した。彼は、テキストの書き手と読み手の背景にある、歴史的な文脈への理解なくして、テキストの完全な理解は不可能であると訴えた。こうして、ケンブリッジ学派の政治思想史研究は、当時の社会の全体像を踏まえようとする、社会史的な側面をももつに至った。

スキナーとともにケンブリッジ学派を牽引したポーコックは、中近世ヨーロッパにおける共和主義思想のトランスナショナルな伝播の過程に着目した。主著『マキアヴェリアン・モーメント⁽³⁰⁾』（1975年刊）において、共和主義思想がイタリアのフィレンツェにおいて復興し、イング

(28) ケンブリッジ学派に関する紹介として、田中秀夫『近代社会とは何か：ケンブリッジ学派とスコットランド啓蒙』京都大学学術出版会、2013年。中澤達哉編『王のいる共和政：ジャコバン再考』岩波書店、2022年、20頁。

(29) Q. Skinner, Meaning and understanding in the history of ideas, in: History and Theory 8-1, 1969, S. 3-53 [Neudruck: J. Tully (Hg.), Meaning and Context. Quentin Skinner and His Critics, Princeton 1988, S. 29-67] [半澤孝磨、加藤節編訳『思想史とはなにか：意味とコンテキスト』岩波書店、1990年所収]。

(30) J. G. A. Pocock, The Machiavellian moment. Florentine political thought and the Atlantic

ランド、北アメリカへと伝播する過程を追跡した。この研究に刺激されて、16、17世紀のヨーロッパにおける共和主義思想の展開に注目が集まったが、一見、共和政とは無縁であった神聖ローマ帝国は軽視された。これに異議を唱えたのが、M・v・ヘルデレンである。彼は、スキナーと共に編者となって、『リパブリカニズム：ヨーロッパ共通の遺産⁽³¹⁾』全2巻（2002年刊）を刊行し、そこで従来の共和主義研究が、オランダとドイツの存在を見落としていたことを批判した⁽³²⁾。

ヘルデレンは、17世紀にオランダとドイツにおいて発展した後期人文主義を、イタリアで発祥した共和主義の伝統の枠組みに位置づける必要性を訴えた。17世紀の政治思想家のなかには、ネーデルラント連邦共和国と神聖ローマ帝国を、君主政と貴族政の「混合政体 *respublica mixta*」であるとし、事実上の共和政国家であるとみなす論者が多くいたという。ヘルデレンは、その1人としてコンリングの名を挙げている⁽³³⁾。ネーデルラントでは、世襲の総督を首長としつつ、都市貴族「レヘント」によって構成される連邦議会が、国家の意思決定を行った。これに対し、神聖ローマ帝国では、皇帝と諸侯によって構成される帝国議会が同様の機能を果たしている。このことから両国は、君主をもつ共和政国家であるとみなされたのである。

ヘルデレンの指摘は、コンリングをはじめとする17世紀ドイツの政治思想家を、当時のヨーロッパの学識者が共有していた、共和主義思想という枠組みのなかに位置づけるという、新たな視座をもたらした。またヘルデレンはその際の参照軸として、ライデン大学とヘルムシュテット大学を例に挙げ、ドイツとオランダにおけるプロテスタント系大学での、アリストテレス主義の隆盛を取りあげた。ここでいうアリストテレス主義とは、抽象的な観念に即した思索によってではなく、個別具体的な事象の検証の積み重ねによって、真理に迫ろうとする経験主義的、実証主義的な立場を指す。

アリストテレス主義は、当時の人文主義者が共有していた要素では決してなかった。16世紀以降、先験的、抽象的な観念を重視してアリストテレスを難じるP・ラムス Petrus Ramus (1515～72年)らのラムス派と、これに対抗するJ・ザバレッラ Jacopo Zabarella (1533～89年)らのパドヴァ学派とが論争を繰り広げていた。ヘルデレンは、ドイツのルター派の大学はパドヴァ学派の影響を受け、アリストテレス主義が主流をなしていたことを指摘する⁽³⁴⁾。神聖ローマ帝

republican tradition, Princeton 1975 [田中秀夫ほか訳『マキャヴェリアン・モーメント：フィレンツェの政治思想と大西洋圏の共和主義の伝統』名古屋大学出版会、2008年]。

(31) M. v. Gelderen/C. Skinner (Hgg.), *Republicanism. A Shared European Heritage*, Bd. 1 (*Republicanism and Constitutionalism in Early Modern Europe*), Oxford 2002 (zit. Gelderen/Skinner, *Republicanism 1*); dies., *Republicanism — A Shared European Heritage*, Bd. 2 (*The Values of Republicanism in Early Modern Europe*), Oxford 2002.

(32) M. v. Gelderen, *Aristotelians, Monarchomachs and Republicans: Sovereignty and *respublica mixta* in Dutch and German Political Thought, 1580–1650*, in: Gelderen/Skinner, *Republicanism 1*, S. 195–217.

(33) Ebd., S. 214.

(34) Ebd., S. 208.

国とネーデルラント連邦共和国を混合政体とみなしたのは、おもにこれらのアリストテレス主義の政治思想家たちであった。そもそも、広範な地域の諸政体を調査し尽くしたうえで、君主政や民主政などの区分や、それらの混合を論じたのはアリストテレスにはじまる⁽³⁵⁾。その後、ローマ時代のギリシア人歴史家ポリュビオス Polybios（前 200 頃～前 118 年頃）や、共和政ローマ末期の思想家、哲学者キケロ Cicero（前 106～前 43 年）によって、君主政、貴族政、民主政のそれぞれの長所を生かし、短所を補い合う、理想の政体としての混合政体論が展開されたのである。

コンリングをはじめとする、17 世紀のドイツ、オランダの政治思想家は、「理想の国制」である混合政体の実現をめざし、君主政と貴族政の融和を図っていたとするヘルデレンの指摘は、これまで反皇帝派であり、諸侯の代弁者とみなされてきたコンリング像に見直しを迫った。

(2) インテレクチュアル・ヒストリーと C・ファソルト

ケンブリッジ学派のヘルデレンと並行して、アメリカでは C・ファソルトがコンリング研究を牽引している⁽³⁶⁾。アメリカ史学界では、「知の営み」の歴史的過程を研究対象とする「インテレクチュアル・ヒストリー」という研究領域が発展してきた⁽³⁷⁾。その旗手であるファソルトも、ケンブリッジ学派と同じく、テキストの背景にある文脈を重視するが、研究対象である思想家の経験を、より徹底的に調査しなければならないと主張する。

ファソルトはヘルデレンと同じく、従来のインテレクチュアル・ヒストリーが 17 世紀のドイツに無関心であったと批判する⁽³⁸⁾。確かに、17 世紀ドイツはライプニッツを除いて、ホッブズ、デカルト、パスカルのような著名な思想家を輩出しなかったため、16 世紀の宗教改革と 18 世紀の啓蒙主義に挟まれた「不毛な時代」にあったとされてきた。ファソルトは、17 世紀ドイツに関する情報の欠如を埋めるため、コンリングに着目する。ファソルトは、シュトライスやケンブリッジ学派らによって、すでにこの間隙は埋められつつあることを評価⁽³⁹⁾しながら、それでもコンリングの人物誌にはまだ不足があるという。すなわち、「博学者」であるコンリングは、1 つの領域に専門特化していく近代以降の学者とは異なり、医学や物理学をも含めた、幅広い分野を横断していた。それにもかかわらず研究者は、彼を法学者、政治学者の枠内に留めてしまい、その思想や業績を包括的にとらえる視点に欠けていたというのである⁽⁴⁰⁾。加えて、同じ研究者

(35) 内山勝利, 神崎繁, 中畑正志編『アリストテレス全集 17: 政治学・家政論』岩波書店, 2018 年。

(36) C. Fasolt, *The Limits of History*, Chicago 2004 (zit. Fasolt, *The Limits*); ders., *Past Sense. Studies in Medieval and Early Modern European History*, Leiden 2014 (zit. Fasolt, *Past Sense*).

(37) インテレクチュアル・ヒストリーに関する紹介として, 明石紀雄「インテレクチュアル・ヒストリーについての一考察: マール・カーティの著作を中心として」『同志社アメリカ研究』3号, 1966, 79-92 頁。

(38) Fasolt, *Past Sense*, S. 315f.

(39) Fasolt, *The Limits*, S. 46.

(40) Fasolt, *Past Sense*, S. 316f.

であっても、一方にドイツ法制史、国制史家がいる、他方にはケンブリッジ学派の政治思想史家があり、両者間には断絶がある。これでは、コンリングとその読み手が前提としていたはずの、法と政治思想の関連性が見落とされてしまうというのである⁽⁴¹⁾。

ファソルトは、コンリングを「ドイツ法制史の創始者」としてみなすことはあるていど妥当とはしながらも、それに限定してしまうことへの警鐘を鳴らした。たとえばコンリングはヘルムシュテット大学において、法学部に所属したことは一度もなく、1637年に医学部教授に就任して以降、一貫してそこに籍を置いていた⁽⁴²⁾。しかしながら、近代医学の目覚ましい発展のなかで、コンリングの医学者としての側面は、法学、政治学におけるそれに比べて、顧慮されなくなっていった。ファソルトの指摘は、これまでのコンリング研究者が、法学や政治学という自らの専門領域による制約を脱することができなかったばかりか、「ロマニスト」や「ゲルマニスト」のような、コンリングの時代には存在しなかった文脈のなかで、その著作を半ば恣意的に解釈してきたことへの見直しを迫るものであった。

(3) アリストテレス主義研究、および大学史研究

テキストが提示された同時代の文脈、ならびにその著者のバックグラウンドを重視すべきとの声は、アリストテレス主義の展開に着目する哲学者からも上がっている。その1人、A・ジョリは、アリストテレスの哲学、とりわけその倫理や道徳の復権をめざす、ネオ・アリストテレス主義に属するイタリア人哲学者である。彼は、コンリングを近世におけるアリストテレス主義の重要な担い手と位置づけ、啓蒙主義以前のドイツにおいては、ライプニッツと並び称される大家であるとした⁽⁴³⁾。ジョリはコンリングの生誕から400年の節目となる2006年に『ヘルマン・コンリング：ドイツ法制史の創始者⁽⁴⁴⁾』と題するモノグラフを発表した。そこで彼は、法制史家シュトライスが1983年に刊行した論文集において、多岐の分野に渡るコンリングの活動を、包括的にとらえることには限界があると吐露した⁽⁴⁵⁾のに対し、むしろそれにこそ諦めずに取り組みねばならないと断じた⁽⁴⁶⁾。

ジョリは、コンリングの思想を包括的にとらえるための軸として、アリストテレス主義を据えた。コンリングは、自然哲学教授を務めた青年時代から、医学部教授を務めつつ政治学にも傾注した晩年に至るまで、一貫してアリストテレス主義者でありつづけた。ジョリのモノグラフには、コンリングがヘルムシュテット大学に着任した際に行った講演の前半部分が史料として収録され

(41) Fasolt, *The Limits*, S. 47.

(42) Fasolt, *Past Sense*, S. 456.

(43) A. Jori, *Hermann Conring (1606-1681). Der Begründer der deutschen Rechtsgeschichte*, Tübingen 2006 (zit. Jori, *Conring*), S. XVII.

(44) Ebd.

(45) M. Stolleis, *Die Einheit der Wissenschaften — Hermann Conring (1606-1681)*, in: M. Stolleis (Hg.), *Hermann Conring (1606-1681). Beiträge zu Leben und Werk*, Berlin 1983, S. 12.

(46) Jori, *Conring*, S. XV.

ている⁽⁴⁷⁾。1632年と33年の2回に分けて行われたこの講演のタイトルは、「アリストテレス賛辞 *Aristotelis laudatio*⁽⁴⁸⁾」であった。従来の研究でも、コンリングがアリストテレス主義者であったことはしばしば言及されてきた⁽⁴⁹⁾。しかしながら、後期人文主義者、特にネーデルラントの影響を強く受けた人文主義者がアリストテレス主義者であることは、あくまで自明のこととしてあつかわれ、深く立ち入られることはなかった。ジョリは、アリストテレス主義はヘルムシュテット大学の特色であったと述べ、17世紀ドイツのプロテスタント系大学がそれを奉じるのは、決して自明のことではなかったと指摘する。

ヘルムシュテット大学で、アリストテレス主義に基づく研究と教育が行われたのは、先述のメランヒトンの影響であったという⁽⁵⁰⁾。ルターの最大の協力者であり、人文主義者であったメランヒトンは、古代ギリシア、ローマの思想、とりわけアリストテレスの哲学を、ルター神学の観点から修正をくわえつつ、信仰や教育の場で実践することを提唱した⁽⁵¹⁾。学内ではラムス主義者による反対があったものの、結局はアリストテレス主義が採用された。メランヒトンの弟子J・カセリウスが、1576年に創設されたヘルムシュテット大学の黎明期を支え、さらに彼の弟子が次世代の教授陣を形成した。コンリングの師マルティーニも、アリストテレス研究者である。つまり、ヘルムシュテット大学にはアリストテレス哲学を崇拜する、特異な伝統が存在した。中世以来、神学や法学の下位学問とされてきた哲学は、ヘルムシュテット大学では上位学問と同等の地位が与えられ、アリストテレス哲学はあらゆる学問の基盤に据えられていた。ゆえに、ヘルムシュテット大学に学び、その教授として生涯を終えたコンリングは、いかなる分野をあつかう際にも、たとえば自然哲学を講じる際にはアリストテレスの『自然学』に依拠し、政治学を講じる際には『政治学』をテキストとして用いたように、一貫してアリストテレスを参照したのである。

このように、コンリングがアリストテレス主義に立脚したのは、多分に所属機関の学風によるものであったとするならば、その思想に対する、大学やそこでの学識者のネットワークやコミュニケーションの影響をも幅広く精査する必要性が生じる。こうした観点は長らく顧慮されてこなかったが、2010年頃より活性化した大学史研究の第一人者M・フュッセル⁽⁵²⁾らの研究によって、状況が改善されはじめている。一般に、従来のドイツ国制史研究では、皇帝や諸侯といった高位者ばかりに重点が置かれ、彼らの名のもとで実務を担っていた無数の学識者や、その経歴にはさほど関心が払われてこなかった。しかも、コンリングが学び、勤めたヘルムシュテット大学は1810年に閉鎖されているために、今日では同窓生もおらず、なおさら関心と呼ばなかった。

(47) Ebd., S. 151-166.

(48) H. Conring, *Aristotelis laudatio*, Helmstedt 1633 [Neudruck: J. W. Göbel (Hg.), *Opera*, Bd. 5, Braunschweig 1730, S. 726-761].

(49) Willoweit, Conring, S. 129f.

(50) Jori, Conring, S. 7f.

(51) 菱刈晃夫『メランヒトンの人間学と教育思想：研究と翻訳』2018年，19，83頁。

(52) フュッセルの代表的な著作として，M. Füssel, *Gelehrtenkultur als symbolische Praxis. Rang, Ritual und Konflikt an der Universität der Frühen Neuzeit*, Darmstadt 2006.

この状況はフュッセルらの尽力により、変化しつつある。2010年には、彼も参画した論文集『ヴェルフェン家のアテネ：プロテスタント大学ヘルムシュテット⁽⁵³⁾』が刊行された。そこで寄稿者らは、ヘルムシュテット大学におけるアリストテレス主義の受容の過程や、教授陣の研究歴、出版物を通じたパブリック・イメージの形成など、多様な切り口でヘルムシュテット大学の歴史に迫った。コンリングについては、先述のシュトライスによる単独の章「ヘルムシュテット大学に対する法学部ならびにヘルマン・コンリングの意義⁽⁵⁴⁾」が設けられている。そこで彼は、コンリングは法学部の所属ではなかったことを断りつつも、その法制史、国制史研究に与えた影響を評価する。シュトライスは、神聖ローマ帝国の公法をめぐるコンリングの研究を取りあげ、彼が中庸を旨とするアリストテレスに従い、皇帝と諸侯の関係が均衡状態にあって、かつ複数の宗派間で調和が維持された状態を理想としていたことを明らかにした⁽⁵⁵⁾。

5. おわりに

コンリングについて、従来のドイツ史研究では、彼が「ロタール伝説」を否定し、実証主義的な法制史研究を打ち立てた点を高く評価した。また、ロマニステンに対抗する、ゲルマニステンの開祖とも称された。このような見解は妥当であるとはいえ、今日的な意義ばかりが先行し、コンリング本人の意向や、その置かれた文脈が軽視されるという欠陥があった。実際、ランケにはじまる実証主義的な歴史研究も、ロマニステンやゲルマニステンといった法制史学派も、コンリングの生前にはその徴候すら知られることはなかった。むしろ彼は、アリストテレス主義に与する人文学者の1人として、今日なら法学、政治学、経済学、歴史学、医学、物理学の対象とされるような、多種多様な事物の詳細を徹底的に調査することで、それらの最善の状態とは何かについて、考究したのである。ケンブリッジ学派をはじめとする、近年の思想史家が指摘するのはこの点にほかならない。

しかしながら、この点を突き詰めると、今日的な意義を度外視しつつ、過去の思想をその固有の文脈にのみ則って理解しようとする行為は、尚古趣味的な好事家のなすものに留まり、学問的な意義を呈示できずに終わる可能性がある。そこで、ケンブリッジ学派やインテレクチュアル・ヒストリー、アリストテレス主義研究の諸成果を参照したうえで、あらためて今日のコンリング研究が、ドイツ法制史、国制史においてどのような意義をもつのかについて考えてみたい。

17世紀の神聖ローマ帝国について、かつては三十年戦争によって国制が麻痺し、1648年のウェ

(53) J. Bruning/U. Gleixner (Hgg.), Das Athen der Welfen. Die Reformuniversität Helmstedt 1576–1810, Braunschweig 2010.

(54) M. Stolleis, Zur Bedeutung der Juristischen Fakultät und insbesondere Hermann Conrings für die Universität Helmstedt, in: J. Bruning/U. Gleixner (Hgg.), Das Athen der Welfen. Die Reformuniversität Helmstedt 1576–1810, Braunschweig 2010, S. 190–197.

(55) Ebd., S. 194.

ストファリア条約が「死亡証明書」となって、有名無実化していたとする、プロイセン史学⁽⁵⁶⁾の主張が有力であったが、近年ではまったく否定されている⁽⁵⁷⁾。むしろ、ウェストファリア条約では帝国の枠組みが再確認され、そこでの皇帝権は際立って伸長しているのである⁽⁵⁸⁾。三十年戦争の災禍に疲弊した諸侯を含む、大多数の臣民は、皇帝に強大な権限を付与することで、紛争の解決と、平和の維持とを期待したのである。諸侯の合議体ではなく、皇帝および彼の名のもとで活動する学識法曹に多大な裁量を許した、帝国宮内法院 Reichshofrat が再整備されたのは、そうした背景による⁽⁵⁹⁾。しかしながら、このような権限を付与された皇帝がそれを濫用して、諸侯やその他の臣民を犠牲にしつつ、自らの利益を露骨に追求しはじめる恐れは払拭できず、しかもその徴候は随所に見られた。

コンリングがドイツ法制史、国制史上、重大な寄与をなしたのはこの局面であると考えられる。彼は、帝国の枠組みを遵守することはもちろん、皇帝が強大な権限を付与されることにも同意しつつ、あくまでその暴走を防ぐための制度として、諸侯の合議体の役割を重視し、再検討を促した。彼はアリストテレス主義者として、神聖ローマ帝国の法と政治の歴史を精査しつつ、それについては、かねてより君主政と共和政の混合政体こそが望ましく、またそのように存在してきたのであるから、誤った伝承に基づいて、いにしへのローマ帝国の専制を模倣しようとする試みは、避けるべき逸脱であると戒めたのである。このように考えるならば、コンリングが、帝国の枠組みを否定しつつ、諸侯の独立、言い換えれば「主権国家」化を推進したというような、あるいは逆に、フランス国王のためにドイツ民族の利益を売り渡した国賊であるというような評価は、まったく不適である。

コンリングは横溢な著述活動のみならず、本稿で述べた通り、諸侯への助言や鑑定の依頼に積極的に応えたり、顧問官としての任務を果たしたりしたため、それらを通じて、帝国国制の帰趨には少なからぬ影響を与えたと見るのが自然であるが、その全貌は明らかになっていない。今後は、彼の学説が媒介の1つとなり、ドイツ国制における君主の強大な権力と、臣民の合議体がそ

(56) H・v・ジーベル、J・G・ドロイゼン、H・v・トライチュケら、19世紀後半のプロイセンの歴史学者が中心となって形成した学問潮流。

(57) かかる潮流に属する研究は枚挙にいとまがないが、その代表的なものとして、K. S. Bader, Territorialbildung und Landeshoheit, in: Blätter für deutsche Landesgeschichte 90, 1953, S. 242–272; V. Press, Das Römisch-Deutsche Reich. Ein politisches System in verfassungs- und sozialgeschichtlicher Fragestellung, in: G. Klingenstein/H. Lutz (Hgg.), Spezialforschung und "Gesamtgeschichte". Beispiele und Methodenfragen zur Geschichte der frühen Neuzeit, München 1982, S. 221–242. 山本文彦『近世ドイツ国制史研究：皇帝・帝国クライス・諸侯』北海道大学図書刊行会、1995年。渋谷聡『近世ドイツ帝国国史研究：等族制集会和帝国クライス』ミネルヴァ書房、2000年など。

(58) V. Press, Die kaiserliche Stellung im Reich zwischen 1648 und 1740. Versuch einer Neubewertung, in: G. Schmidt (Hg.), Stände und Gesellschaft im Alten Reich, Stuttgart 1989, S. 51–80.

(59) W. Sellert, Die Ordnungen des Reichshofrats 1550–1766, Bd. 2, Köln/Wien 1990; E. Ortlieb, Im Auftrag des Kaisers. Die kaiserlichen Kommissionen des Reichshofrats und die Regelung von Konflikten im Alten Reich (1637–1657), Köln/Weimar/Wien 2001. 鈴木山海「1654年「帝国宮内法院令」の成立」『法制史研究』66巻、2016年、89–131頁。

れを制御する仕組みとの双方が、どのように発展したのかを検証する必要がある。その鍵を握ったのが、皇帝や諸侯よりも、彼らに仕えつつ、同時にドイツ国外を含む広範な地域を横断して知のネットワークを形成していた、学識法曹であるように思われる。

* 本研究は JSPS 科研費 19K23098, 22KJ0738 の助成を受けた研究成果の一部である。

(原稿受付 2022 年 11 月 1 日)